



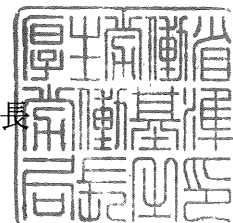
別紙

基発1001第15号

平成27年10月1日

一般社団法人全国木材組合連合会 代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成27年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、9月中にすべての改定公示を行い、10月1日から順次発効します。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれても、広報誌等において、同封の広報原稿例を参考に、最低賃金額の周知・広報について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(広報原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、10月1日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金：上限50万円）が定められています
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金が適用されます。

平成27年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	764	H27.10.8	石川	735	H27.10.1	岡山	735	H27.10.2
青森	695	H27.10.18	福井	732	H27.10.1	広島	769	H27.10.1
岩手	695	H27.10.16	山梨	737	H27.10.1	山口	731	H27.10.1
宮城	726	H27.10.3	長野	746	H27.10.1	徳島	695	H27.10.4
秋田	695	H27.10.7	岐阜	754	H27.10.1	香川	719	H27.10.1
山形	696	H27.10.16	静岡	783	H27.10.3	愛媛	696	H27.10.3
福島	705	H27.10.3	愛知	820	H27.10.1	高知	693	H27.10.18
茨城	747	H27.10.4	三重	771	H27.10.1	福岡	743	H27.10.4
栃木	751	H27.10.1	滋賀	764	H27.10.8	佐賀	694	H27.10.4
群馬	737	H27.10.8	京都	807	H27.10.7	長崎	694	H27.10.7
埼玉	820	H27.10.1	大阪	858	H27.10.1	熊本	694	H27.10.17
千葉	817	H27.10.1	兵庫	794	H27.10.1	大分	694	H27.10.17
東京	907	H27.10.1	奈良	740	H27.10.7	宮崎	693	H27.10.16
神奈川	905	H27.10.18	和歌山	731	H27.10.2	鹿児島	694	H27.10.8
新潟	731	H27.10.3	鳥取	693	H27.10.4	沖縄	693	H27.10.9
富山	746	H27.10.1	島根	696	H27.10.4			